

長野県の入札制度改革が目指すもの

入札制度改革3つの理念

納税者が求める4つの条件の確保
『透明性』・『競争性』・『客観性』
『公正・公平』

いい仕事をする業者が報われる制度へ

公務員の意識改革を促す制度へ

入札制度改革5つの柱

談合のしにくい入札制度への改革

民間能力・民意が反映する入札制度への改革

競争性の確保と不当廉売防止・工事品質の確保の両立

競争性の確保と受注機会の確保との両立

競争性の確保と行政効率の向上との両立

- 受注希望型競争入札制度(事後審査郵送方式の一般競争入札)を導入しています。
- 談合防止のための措置、談合が行われた場合のペナルティを強化しています。
- 長野県独自に『新客観点数』を導入し、意欲のある企業に配慮しています。
- 公共事業の実施箇所(調査箇所を含む)をホームページ上で公開するとともに、公共事業評価を行っています。
- 価格のみによらない入札制度として、総合評価落札方式(成績等簡易型)を全国自治体に先駆けて実施しています。
- 会計局に検査課を設置し、抜打ち検査など工事検査の強化を図っています。
- 検査課内に『下請け110番』を設置しています。
- 建設産業の『構造改革支援プログラム』を策定し、企業への支援を強化しています。
- 従来は下請しか出来なかった企業が直接受注できる『参加希望型競争入札』を実施しています。
- 中小企業の受注機会を確保するために、内訳書の提出及び下請要件付入札を実施しています。
- 事務効率化のため電子入札の一部運用を始めています。

建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）の概要

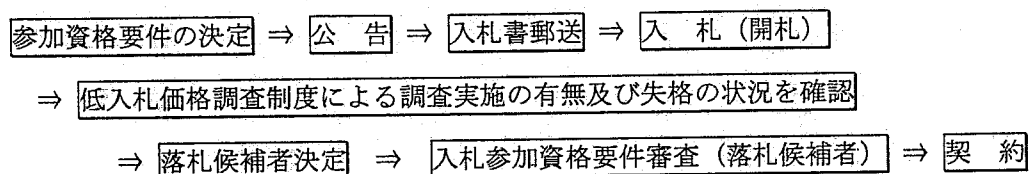
1 趣 旨

- 入札契約手続の透明性・公平性・競争性の一層の確保（談合しにくい入札方式導入に向け試行）
 - ～広範な入札参加機会の確保（参加資格要件に該当する資格業者は誰でも参加可能）
 - ～郵送による入札書の提出（事前の入札参加申請手続不要）
- 入札参加者の参加手続の負担軽減・入札事務の効率化
 - ～入札前に入札参加申請手続・資格要件確認手続の廃止
 - ～入札後に最低価格入札者から入札参加資格要件を審査 ⇒ 適格者である場合落札決定

2 対象工事

- 農政部・林務部・土木部・住宅部・企業局所管の建設工事

3 手続の流れ（別紙参照）



○公告から入札（開札）までの所要日数 19～21日間

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 対象工事に共通の要件

- 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- 公告日から落札決定日までの間において指名停止の措置を受けていない者であること。
- 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- 有効な経営事項審査を有している者であること。

(2) 対象工事ごとに必要に応じ定める要件

- 対象工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- 業種に関する要件を満たしている者であること。
- 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。
- 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。
- 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。
- 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格要件の決定

- 入札参加資格要件を、設計額に対応する建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定（当分の間、所選案件は、部長協議）。

(2) 公 告

- 公告例（共通事項及び工事ごとに定める事項）をホームページに掲載・発注機関で閲覧。

工事名・工事概要、入札参加資格要件、入札書提出期限、開札日時・場所、最低価格
入札者に求める入札参加資格要件審査資料等

- 契約書（案）及び入札心得は、ホームページに掲載し、設計図書等は、発注者が入札公告に示す方法により閲覧。
- 設計図書等に対する質問は、『質問書』により受け付け（3日間程度）、回答をホームページに掲載（3日間程度）。
- 現場説明は行わない。
- 入札参加資格要件の確認は、開札後、落札候補者について行う。
- 低入札価格調査制度事務処理試行要領に基づく調査の対象となる。
（予定価格（税込み）250万円以上は除く）

(3) 入札（開札）

- 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を郵送（入札公告で指定した郵便局留の一般書留、簡易書留又は配達記録郵便）。
- 入札書等の提出期限は、開札日の前々日（24時までの郵便局の受領時間帯表示まで有効）。
- 入札書等は、担当職員が原則として開札日の前日に郵便局の窓口で受領
⇒ 入札経過書入札者欄の作成。
- 開札は公開。開札執行回数は1回。
- 発注機関の長は、開札後、最低入札価格から5番目の価格までの入札金額、入札者名を読み上げ、「落札候補者決定を保留し、低入札価格調査制度事務処理試行要領に基づく失格及び調査実施の有無を確認し、落札候補者に対し参加資格要件の審査を行った上、後日落札決定する」旨を宣言し、開札を終了。
- 発注機関の長は、落札候補者に連絡。

(4) 入札参加資格要件の審査・落札者の決定・契約

- 落札候補者は、入札参加資格審査書類の提出の指示があった日の翌日から起算して原則として2日以内に、発注機関の長に対して入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参提出。

※審査書類の例（入札参加資格の有無、指名停止等に関する審査書類は提出不要）

*同種工事・県工事の契約書の写 など

- 工事費内訳書の確認は、入札参加資格要件審査対象者について行う。
- 入札参加資格要件の審査は、確認書類の提出期限の翌日から起算して3日以内に行い、当該要件を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定し、契約を締結。

※落札者：予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって“有効な”入札をした者

- 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合、工事費内訳書に不備がある場合等は、次順位者から審査資料の提出を求め審査。⇒落札適格者が確認できるまで行う。

（この場合の審査資料の提出は発注機関からの連絡日の翌日から起算して2日以内、入札参加資格要件の審査は提出期限の翌日から3日以内）

- 入札参加資格要件を満たさないと認められた者は、苦情申立てが可能。

(5) 入札結果等の公表

- 資格審査要件書類の提出を指示した日の翌日までに開札状況を、落札決定した日の翌日に入札経過書をホームページに掲載・発注機関で閲覧。

6 施行日

平成15年2月3日

6月20日から参加希望型競争入札制度を拡大します

平成17年6月20日以降、入札公告する参加希望型競争入札について、対象工事を800万円未満までの土木一式工事とし、参加対象を資格総合点数805点（旧C級）以下の事業者まで拡大します。

◎主な変更点

項目	現在の制度	→	新しい制度
制度の名称	参加希望型競争入札	→	現行どおりです
入札方式	一般競争入札	→	現行どおりです
対象工事	予定価格が500万円未満の土木一式工事	→	予定価格が <u>800万円未満</u> の土木一式工事
参加対象者	資格総合点数が738点以下	→	資格総合点数が <u>805点以下</u> ※500万円未満の土木一式工事：729点以下の事業者 ※500万円～800万円未満の土木一式工事：805点以下の事業者
参加募集方法	年1回募集、随時募集実施	→	現行どおりです
募集時提出先	管轄する建設事務所 (提出窓口の一本化)	→	現行どおりです
募集時提出資料	施工実績	→	現行どおりです
入札の周知方法	県ホームページに公告、電子メール又は郵送で通知	→	県ホームページに公告、電子メール又は郵送で通知 <u>ホームページで閲覧される方に、新規案件が公告された旨を電子メール又はファックス送信します</u>
設計図書の手方法	発注機関で閲覧 県ホームページに掲載 コピーセンターで有料コピー	→	現行どおりです
入札回数	2回→随意契約	→	現行どおりです
受注機会の制限	一抜け方式の採用 受注同一月の受注制限	→	現行どおりです
低入札価格対策	失格基準価格を導入	→	現行どおりです
適用期間	平成16年7月1日から	→	平成17年6月20日から

参加希望型競争入札の発注工事規模拡大について

【平成 17 年 6 月 20 日以降の入札公告から適用】

	予 定 価 格	
	5,000 千円未満	5,000～8,000 千円未満
現 行	旧 D・E 級	—
改定案	旧 D・E 級	旧 C・D・E 級

※ただし、5,000 千円未満の予定価格の工事であっても、入札参加者数が少ない等、競争性が確保できないと発注機関の長が認める場合には、旧 C 級も入札参加対象とする場合があります。

(参考)

土木一式の発注標準

旧 E 級(645 点以下)	800 万円未満
旧 D 級(729～646 点以下)	1,500 万円未満
旧 C 級(805～730 点以下)	3,000 万円未満
旧 B 級(928～806 点以下)	800～8,000 万円未満
旧 A 級(929 点以上)	1,500 万円以上